

議案第12号

鳥取県情報公開条例の一部改正について

次のとおり鳥取県情報公開条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年11月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(開示請求者以外への公文書の開示)</p> <p>第16条 実施機関は、第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の開示を求める申出（以下「開示申出」という。）があったときは、<u>第6条から前条まで（第7条第5項及び第6項、第11条並びに第14条を除く。）の規定の例により、これに応ずるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている公文書を開示する旨を、開示申出をした者に対し回答しようとする場合には、当該回答に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないとき、及び当該第三者に関する情報が第9条第2項各号に掲げる情報のいずれにも該当しないことが明らかであるときは、この限</u></p>	<p>(開示請求者以外への公文書の開示)</p> <p>第16条 実施機関は、第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の開示を求める申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。</p>

りでない。

3 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合には、当該意見書において開示されることにより支障が生ずるものとされた情報を開示しないものとする。

(意見書等の提出)

第30条 不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は資料（以下この条において「意見書等」という。）を提出することができる。

2 審議会は、当該不服申立てに係る諮問に対し開示決定をすべき旨の答申をしようとするときは、第14条第1項及び第2項の規定による意見書を提出する機会を付与しなかった第三者に対し、意見書等を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 前2項の規定により不服申立人等又は第三者が意見書等を提出

(意見書等の提出)

第30条 不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

する場合において、審議会が意見書等を提出すべき相当の期間を
定めたときは、当該不服申立人等又は第三者は、その期間内にこ
れを提出しなければならない。

4 審議会は、第1項及び第2項の意見書等が提出されたときは、
その写しを当該意見書等を提出した不服申立人等以外の不服申立
人等に送付するものとする。

2 審議会は、前項の意見書又は資料が提出されたときは、その写
しを当該意見書又は資料を提出した不服申立人等以外の不服申立
人等に送付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(新条例の適用)

2 改正後の鳥取県情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日前に改正前の鳥取県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定による開示請求又は旧条例第16条の規定による開示の申出があったもののうち、新条例第16条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の規定による手続をとることができるものについても適用する。